

あ い さ つ

グローバル化の進展をはじめとする時代の大きな潮流は、地域社会にもさまざまな影響を与えており、的確な対応が必要となっております。とりわけ、少子高齢化による本格的な人口減少社会を迎えることとなり、暮らしや経済に及ぼす影響は避けられず、いかに緩和していくかを真剣に考えなければなりません。

こうしたことから県では、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀 ～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念とする「滋賀県基本構想」の重点政策を推進するためのエンジンとして位置づけた「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に掲げるプロジェクトを展開するため、各種施策を重点的に推進してまいります。

このうち、「だれもが健康で、活躍する社会づくり」の視点からは、まずはだれもが健康で、それぞれが支えあいながら地域の担い手となり、活躍する社会づくりを進めていくことが重要です。平成29年度における県の取組としては、健康寿命の延伸に向けて、健康づくりへの関心が低いとされる30・40歳代の働き盛り世代を対象とした取組を進め、疾病予防・介護予防につなげていくこととします。また、健診・医療・介護や人口動態・運動・食生活など、健康に関して蓄積されたデータを一体的に分析し、それらを予防的な取組に活用していきます。また、今後の高齢化の進行に伴い、リハビリテーションを必要とする人のさらなる増加が見込まれることから、人材の育成・確保定着といった課題について、リハビリテーション提供体制の取組を推進していきます。

さらに、体の健康だけでなく、心も健康な状態にある「望ましい健康」を実現するため、数多くの専門家の知見を活用しながら、科学的なアプローチを踏まえた取組に向けた研究や地域における実践のためのモデル構築などを行ってまいります。

また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の趣旨を踏まえた本県独自の条例制定に向け、具体的な議論を進めていくほか、障害者差別や虐待等に関する相談・通報への対応などの取組も進めていくこととしています。

東近江地域では、平成24年3月に策定した「東近江圏域医療福祉ビジョン」に基づき、医療・療養体制の構築を目指して協議・検討を進めてきたところであり、在宅医療福祉推進に向けた住民団体による主体的な啓発や研修の実施をはじめ、在宅療養支援のため病院の人材育成研修が実施されてきました。平成29年度はこのビジョンの点検評価を実施し、今後どのように展開していくか検討することとします。

また、平成28年3月に策定した地域医療構想に基づき、医療機能の分化・連携、さらには地域包括ケアシステムの構築等により、目指すべき医療提供体制の実現を推進します。とりわけ地域包括ケアシステムは、退院後の在宅医療・介護のニーズが増大する中、その充実が肝要となることから、市町をはじめとする関係機関との連携強化に重点的に取り組むこととします。

当事業所としましては、こうしたことへの対応をはじめ、感染症・食中毒等の健康危機事例発生への対応など、地域の健康福祉推進の拠点ならびに健康危機管理の拠点として、住民の皆様や関係機関の皆様の期待に応えられるよう、一同尽力していきたいと考えております。

今般、平成27年度の東近江圏域の医療福祉の状況および当事務所の事業実績を「事業年報」として取りまとめました。関係の皆様にご活用いただき、より良い医療福祉のサービスや事業の推進にお役立ていただければ幸いです。

平成29年(2017年) 3月

滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所)

所 長 小林 靖英